

ステージアップ研修の実施方針

1 ステージアップ研修導入の目的

ステージアップ研修は、係長級以下の職員が、ステージ1、2、3それぞれの必修コースと選択コースを合わせて29講座の中から、それぞれの職位に応じた講座を計画的に受講することにより、職員の総合的な能力開発を支援することを目的としています。

各職員は自己の伸ばすべき能力を自ら把握し、必要な講座を選択して、主体的に研修に取り組むことが必要です。

また、各所属長は、部下職員の研修受講状況を把握し、積極的な受講を促すとともに、研修に参加しやすい職場環境を整備することが求められます。

2 ステージアップ研修の概要

(1) 知事部局、労働委員会事務局、公営企業管理局、人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局及び教育委員会事務局の係長級以下の職員が対象者です。

次の職員については、ステージアップ研修の対象外です。

- ① 教員として採用された職員
- ② 教育委員会事務局の司書
- ③ 子ども療育センターに勤務する医療職の職員
- ④ 公営企業の医療職の職員
- ⑤ 現業職員
- ⑥ その他、研修所長が特別に認める職員

(2) 主任級、係長級、主幹級に昇任する前に受講します。

ステージアップ研修は、主任級、係長級、主幹級に昇任する前に、あらかじめこれらの職位に必要な知識・能力を備えておくことを主眼としています。

各職員は、主事級（ステージ1）、主任級から専門員級（ステージ2）、係長級（ステージ3）のそれぞれの職位に在職中に、必要講座数を計画的に受講します。

(3) 採用・昇任後一定期間経過した職員が対象です。

ステージアップ研修の対象者は、次のとおりです。

| ステージ | 対 象 者 |
|-------|-----------------------|
| ステージ1 | 採用後2年目以上で主任級昇任前の職員 |
| ステージ2 | 主任級昇任後2年目以上で係長級昇任前の職員 |
| ステージ3 | 係長級昇任後2年目以上で主幹級昇任前の職員 |

※平成29年度から、ステージ2・3の対象者を昇任後2年目以上とした。主任研究員で係長相当級の職員のステージは、次のとおりです。

| ステージ | 対 象 者 |
|-------|---|
| ステージ2 | 主任研究員昇任後2年目以上で各年度4月1日現在で40歳までの職員 |
| ステージ3 | 各年度4月1日現在で42歳（係長級の職員は係長級昇任後2年目）以上で主幹級昇任前の職員 |

(4) 4月1日現在で50歳以上の職員は、受講の義務はありません。

各年度の4月1日現在で、50歳以上の職員は、ステージアップ研修の受講が免除されます。これは、既に職務を通じた経験により必要な知識・能力を備えているとみなされるためです。

(5) 必要な受講数は2講座ですが、ステージ1のみは3講座の受講が必要です。

各ステージの位置付けと受講すべき講座数は、次のとおりです。

ステージ1については、若年層の職員の能力開発が特に重要であることから、他のステージより1講座多い3講座の受講を義務付けました。

| ステージ | 講座の位置付け | 受講すべき講座数 |
|-------|---------|----------|
| ステージ1 | 重点研修期間 | 3講座 |
| ステージ2 | 専門性習得期間 | 2講座 |
| ステージ3 | 総合力開発期間 | 2講座 |

(6) 各ステージに必修講座を設けています。

各ステージとも、必修講座に分類された講座から1講座を受講することが必要です。残りの必要数は、各ステージで選択可能な講座の中から受講します。

| ステージ | 必修講座 | 選択講座 |
|-------|----------------------|---------------------|
| ステージ1 | ステージ1必修コース（6講座）から1講座 | 別表のステージ1対象24講座から2講座 |
| ステージ2 | ステージ2必修コース（5講座）から1講座 | 別表のステージ2対象29講座から1講座 |
| ステージ3 | ステージ3必修コース（4講座）から1講座 | 別表のステージ3対象20講座から1講座 |

(7) 1年間に受講できる講座は1講座までです。

ステージアップ研修は、採用・昇任後一定期間経過した職員が、自身のキャリアデザインを描き、計画的に受講することを想定しており、現在の職位に在職中の数年間で2～3講座を受講する制度です。従って、1年間に複数の講座を受講することはできません。

特に、受講すべき講座数の多いステージ1の対象職員は、採用後2年目から計画的に受講することをお勧めします。

(8) ステージアップ研修の受講講座数は、昇任後リセットされます。

ステージ1～2で必要数以上に受講しても、その講座数は、次のステージに持ち越すことはできません。次のステージの対象者となった時点で、新たにゼロから受講する必要があります。

(9) ステージアップ研修は、市町・一部事務組合職員との合同研修です。

ステージアップ研修の講座は、市町・一部事務組合職員と合同で実施することとしております（ステージアップ研修「e-ラーニング研修」は除く）。

(10) 研修申込みと受講決定

毎年度4月に受講案内を行い、すべてのステージアップ研修の受講申込みと受けを一括して行います。6月上旬に受講の可否を決定し、各部局等幹事課を通じて該当職員に通知します。特別な事情がない限り、受講を決定された職員は、決定された研修に参加してください。

年間の研修スケジュールは、愛媛県研修所のホームページで自由に閲覧できます。

(11) 未受講者については、補講を受けていただいております。

昇任後、各ステージの必要講座数を満たしていないことが判明した場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、速やかに補講を受けていただいております。